

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

告示

目次

ページ

漁業災害補償法による付保義務の発生(八一九・水産漁港課)	1
都市計画の変更予定及び都市計画案の縦覧(八二〇、八二一・都市計画課)	1
道路の供用開始(八二三・道路環境課)	2
道路区域の変更(八二三・道路環境課)	2
道路の供用開始(八二四、八二五・道路環境課)	2
道路区域の変更(八二六、八二八・道路環境課)	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定(八二九・砂防課)	3
公告	4
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課) 四件	5
漁船法による公開の聴聞(水産漁港課)	6
土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部)	9
県営土地改良事業計画の決定(鹿角地域振興局農林部)	9
県営土地改良事業の換地計画の決定(由利地域振興局農林部)	9
海区漁業調整委員会指示	9
漁業法によるはたはた採捕の制限(三)	9

告示

示

秋田県告示第八百十九号
次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月十四日

八森加入区 はたはた小型定置網漁業

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画の案の名称

秋田都市計画道路の変更(一・四・二号秋田中央道路)

三 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 秋田市旭北錦町、旭北寺町、大町二丁目及び三丁目、中通二丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び七丁目、千秋明德町、千秋久保田町、手形字西谷地及び字中谷地、東通仲町、東通一丁目

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部都市計画課

(三) 秋田市山王一丁目一番一号 秋田市都市整備部都市計画課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十五年十月十四日(火)から同月二十八日(火)まで

秋田県告示第八百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画の案の名称

秋田都市計画道路の変更(三・四・九号土崎駅前線)

三 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 秋田市土崎港中央六丁目及び三丁目、土崎港西三丁目

四 都市計画の案の縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部都市計画課

秋田市山王二丁目一番一号 秋田市都市整備部都市計画課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十五年十月十四日(火) から同月二十八日(火) まで

秋田県告示第八百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

二 道路の種類

旧新別

路線名

区 間

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

県 道

新

旧

秋田御所野雄和線

秋田御所野雄和線

B

A

B

A

河辺郡雄和町平尾鳥字外ノ沢二九番八地先から三六番五地先まで

河辺郡雄和町平尾鳥字外ノ沢二九番八地先から三六番五地先まで

河辺郡雄和町平尾鳥字外ノ沢二九番八地先から三六番一地先まで

河辺郡雄和町平尾鳥字外ノ沢二九番八地先から三六番一地先まで

三・〇〇〇〇六九・〇〇

六・〇〇〇〇三三・〇〇

一八・〇〇〇〇六九・〇〇

六・〇〇〇〇三三・〇〇

〇・三〇五

〇・三〇五

〇・三〇五

〇・三〇五

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年十月十四日から同月二十七日まで

一 供用開始の区間

道路の種類

路線名

区 間

県 道

入道崎寒風山線

男鹿市北浦北浦字五輪野一五五番八から北浦相川字神田八九番二まで

二 供用開始の期日 平成十五年十月十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年十月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第八百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の種類

旧新別

路線名

区 間

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

県 道

新

旧

秋田御所野雄和線

秋田御所野雄和線

B

A

B

A

河辺郡雄和町平尾鳥字外ノ沢二九番八地先から三六番五地先まで

河辺郡雄和町平尾鳥字外ノ沢二九番八地先から三六番五地先まで

河辺郡雄和町平尾鳥字外ノ沢二九番八地先から三六番一地先まで

河辺郡雄和町平尾鳥字外ノ沢二九番八地先から三六番一地先まで

三・〇〇〇〇六九・〇〇

六・〇〇〇〇三三・〇〇

一八・〇〇〇〇六九・〇〇

六・〇〇〇〇三三・〇〇

〇・三〇五

〇・三〇五

〇・三〇五

〇・三〇五

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年十月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第八百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年十月十四日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田御所野雄和線	河辺郡雄和町平尾鳥字外ノ沢二二九番八地先から三六番四地先まで

二 供用開始の期日 平成十五年十月十六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十五年十月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第八百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

一 道路の区域

県 道	道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間
	新	旧			
	仁賀保停車場線	仁賀保停車場線			由利郡仁賀保町平沢字清水一四七番から字旭町八一番まで
					"
					敷地の幅員（メートル）
					延長（キロメートル）
	一五・〇〇〇	一五・〇〇〇			〇・一四八
	三三・二九	三三・二九			〇・一四八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十五年十月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第八百二十七号

平成十五年十月十四日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田御所野雄和線	河辺郡雄和町平尾鳥字西野二二九番一地先から種沢字戸草沢二五二番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十五年十月十六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十五年十月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第八百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県 道	新	旧	新	旧		
	新	旧	仁賀保停車場線	仁賀保停車場線		
			由利郡仁賀保町平沢字清水一四七番から字旭町八一番まで	由利郡仁賀保町平沢字清水九〇番から字旭町八一番まで	一五・〇〇〇〇三三・二九	〇・二二七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十五年十月十四日から同月二十七日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十五年十月十四日

秋田県告示第百二十八号

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県 道	新	旧	新	旧		
	新	旧	田沢湖停車場線	田沢湖停車場線		
			仙北郡田沢湖町生保内字水尻七二番一から字男坂九七番一地先まで	仙北郡田沢湖町生保内字水尻七二番一から字男坂九七番一地先まで	一四・四〇〇四二・五〇	〇・一三三

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十五年十月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第百二十九号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
平成十五年十月十四日

区域名	福米沢	米
郡市 町村 大字 字	南秋田郡若美町福米沢字福	六七番の一部（次の図に示す部分に限る。）、六八番の一部（次の図に示す部分に限る。）、七三番の一部（次の図に示す部分に限る。）

秋田県知事 寺 田 典 城

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係地域振興局に備え置いて縦覧に供する。	
南秋田郡若美町福米沢字大門道	の図に示す部分に限る。）、七五番の一部（次の図に示す部分に限る。）及び七七番の一部（次の図に示す部分に限る。） 一番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、一〇番一の一部（次の図に示す部分に限る。）及び一〇番二部（次の図に示す部分に限る。）
公告	
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。 平成十五年十月十四日	
秋田県知事 寺田典城	
一 申請のあつた年月日 平成十五年九月二十六日	
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 秋田県難病団体連絡協議会	
三 代表者の氏名 高橋 昇	
四 主たる事務所の所在地 秋田市旭北栄町一番五号秋田社会福祉会館内	
五 定款に記載された目的 この法人は、原因や治療法のわからない病気、いわゆる難病によつて、様々な困難に直面している患者やその家族に対して具体的な援助をはかり、また原因の早期究明と治療法の早期確立及び社会的援助のための研究を推進し、さらに難病問題の社会的啓蒙と対策の前進を図り、もつて医療と福祉の発展に寄与することを目的とする。	
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非	

営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。 平成十五年十月十四日	
秋田県知事 寺田典城	
一 申請のあつた年月日 平成十五年九月二十六日	
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 中小企業活性化サポート	
三 代表者の氏名 荒井 朱美	
四 主たる事務所の所在地 雄勝郡雄勝町横堀字小正寺三十九番地二	
五 定款に記載された目的 この法人は、経営の活性化を考える法人や会社経営者、個人等に対して、経営や人材活用に関する分野で、情報提供や相談、従業員の能力開発や人材活用方法の提案等、幅広い経営支援事業を行い、経済活動の活性化を促進し、雇用を創出するとともに、より良い雇用環境を整え、さらに人が働き甲斐のある社会基盤を整えることにより、広く社会に寄与することを目的とする。	
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。 平成十五年十月十四日	
秋田県知事 寺田典城	
一 申請のあつた年月日 平成十五年九月二十六日	
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 NPOのはな	
三 代表者の氏名 牧田 美和子	
四 主たる事務所の所在地 仙北郡田沢湖町卒田字北竹原九十六番地	
五 定款に記載された目的 この法人は、在宅介護及び援助が必要な高齢者、障害者やその家族その他の人々にたいして、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを	

提供することにより、安心して健やか暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあつた年月日

平成十五年九月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 コージーサークル

三 代表者の氏名

野手 準 二

四 主たる事務所の所在地

秋田市千秋矢留町六番三十号千百六

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、情報技術の普及に関する事業を行い、情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十九条において準用する同法第七条第二項の規定により次のとおり公開による聴聞を行うので、公告する。

平成十五年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 聴聞の日時 平成十五年十一月五日（水）

午前十時三十分から正午まで

二 聴聞の場所 秋田市山王三丁目一番一号

秋田県庁第二庁舎三階 第三十四会議室

三 被聴聞者の住所及び氏名又は名称並びに登録の取り消しに係る漁船の船名

住 所	氏名又は名称	漁 船 名
山本郡八森町字八森百九十の一	本庄悦郎	善宝丸
山本郡八森町字横間	工藤弥澄	千輝丸

山本郡八森町字横間十六の二	工藤鉄雄	徳栄丸
山本郡八森町字横間六十	工藤八百蔵	安栄丸
山本郡八森町字横間百	石上吉三郎	漁隆丸
山本郡八森町字横間百十五番地	加賀谷光雄	魁丸
山本郡八森町字横間百二十五番地	菊地寿郎	第三黒龍丸、第八黒龍丸
山本郡八森町字横間台三十五の八	藤田昇二	第三藤丸
山本郡八森町字立石	石上義美	隆丸
山本郡八森町字釜の上一番地の一	須藤哲二	第八寿丸
山本郡八森町字釜の上百八	小川文雄	第二千歳丸
山本郡八森町字茂浦三十五	北嶋勝美	北秋丸
山本郡八森町字茂浦百二十四番地	日沼勇市	雄島丸
山本郡八森町字ノケソリ十四	金谷信一	金丸
山本郡八森町字中浜二十番地	日沼一男	要丸
山本郡八森町字中浜五十八の一	長岡与四郎	大宝丸
山本郡八森町字中浜百九十六	田中哲美	美由丸
山本郡八森町字椿	奈良広	第二長生丸
山本郡八森町字椿三十八番地	奈良勝實	双葉丸

男鹿市北浦北浦字忍田五十四の一	能代市中川原二十六の七百二十八	能代市荷八田字合野	能代市落合字落合百二十四の一	能代市寿域長根十八の十二	山本郡峰浜村塙字小助川三十三の三	山本郡八森町字林の沢百二十四番地	山本郡八森町字小入川家の上八十六の一	山本郡八森町字岩館塚の台二十七の二	山本郡八森町字岩館向台百三十五	山本郡八森町字岩館向台百三十一番地	山本郡八森町字岩館	山本郡八森町字岩館	山本郡八森町字滝の間百四十九番地の二	山本郡八森町字滝の間九十九の一	山本郡八森町字滝の間九十二番地の六	山本郡八森町字椿五十六
加藤 裕庸	小林 光春	大 高 修二	佐 藤 彦治	黄金崎 満	今 井 均	業有限会社 旭漁	岩 城 隆	須 藤 味津三	干 場 千良	菊 地 悦郎	漁業有限会社 浜松	須 藤 洋一	後 藤 学	武 田 貞直	武 田 高雄	山 本 末治
第二加裕丸	第一春丸	東雲丸	新睦丸	ちどり丸	勇丸	旭丸	岩城丸	三十八丸	第二栄丸	第五海運丸	第三浜松丸	第二しらかみ丸	弥栄丸	羽黒丸	穂湖丸	第二末弘丸

秋田市外旭川字三千刈百三十三の三	秋田市榎山大元町十一の三十一	秋田市千秋中島町十一の六	秋田市土崎港東二丁目十八の三十一	秋田市土崎港北五丁目六の九	南秋田郡天王町天王字上出戸百二十五番地	男鹿市脇本脇本字下谷地二十八	男鹿市脇本脇本字脇本百三十四の二	男鹿市脇本脇本字脇本百十一	男鹿市船川港比詰字羽立	男鹿市船川港上金川	男鹿市船川港台島字野竹三番地	男鹿市船川港双六	男鹿市北浦北浦字出口野百六十一	男鹿市北浦北浦字山王林六	男鹿市北浦野村字前野五十三	男鹿市北浦湯本字高田五十一番地
梅 村 義 仁	後 藤 繁 雄	土 田 整	小田島 茂之	宇佐美 林 蔵	菊 地 春 樹	橋 本 立 光	天 野 茂 春	天 野 甚 作	松 橋 兼 光	夏 井 駒 太 郎	鈴 木 金 四 郎	菅 原 悦 郎	中 山 初 男	福 田 長 作	細 井 保 和	桧 山 良 太 郎
童夢丸	シーファミリー	ドラード	泰栄丸	第拾壱三志丸	幸運丸	光栄丸	第八天宝丸	第三天照丸、十八天照丸、十	松漁丸	福丸	新丸	辰丸	龍王丸	福吉丸	第一たか丸	良樹丸

山本郡峰浜村水沢字稻荷道後百二十四	森田キヨノ	第一森田丸、第二森田丸
山本郡峰浜村田中字大土面十六	若狭敏春	第十二新宝丸
山本郡峰浜村高野々字高野々百三十六	川村広美	ちどり丸、第二
由利郡象潟町字上狐森百八十五の二十九	佐藤秀勝	清勝丸
由利郡仁賀保町平沢字上町三十一番地二	佐藤誠一	一丸
由利郡仁賀保町平沢字前谷地	川北喜一郎	崑栄丸
由利郡仁賀保町平沢字坂ノ下百四十九番地	大須賀良雄	第二八幡丸
由利郡仁賀保町平沢	宇沼勝嘉	勝丸
由利郡仁賀保町平沢	渡辺隆一	第三隆丸
由利郡仁賀保町平沢	鈴木進助	進栄丸
由利郡仁賀保町三森字浜田百九十三番地	伊藤重之	宝久丸、第八宝久丸
由利郡仁賀保町三森字浜田百八十三	佐藤健一	共宝丸
由利郡仁賀保町三森	伊藤幸之助	第三宝久丸
秋田市浜田館ノ丸百七十一	佐々木博	ロシナンテ
秋田市浜田字西出小屋百四の一	安藤利春	幸丸
秋田市下浜長浜字長坂百五十七の三十四	伊藤三郎	第二若潮丸
秋田市下浜字下野一	安宅茂夫	はまのや丸

仙北郡西仙北町強首字強首五百六十番地二 十七	藤原重一	藤重丸
仙北郡西仙北町強首字強首百三十一	三浦市蔵	合丸
河辺郡雄和町左手子字清水下百三十四	嘉藤俊一	竣丸
河辺郡雄和町左手子字清水下百三十一	佐々木善吉	日吉丸
秋田市牛島西一丁目一の四十九	菅原松男	大松丸
南秋田郡八郎潟町夜叉袋字中嶋田百二十	北嶋松夫	北松丸
南秋田郡昭和町大久保字北野蓮沼前山九十七の一	薄田敏春	第二昭和丸
南秋田郡昭和町大久保字北野海老鹿沼端百三十八の五十八	菅原与一	栄漁丸
南秋田郡天王町天王字塩口九十八	桜庭喜美夫	第一喜丸
南秋田郡天王町天王字塩口北野四番地町営住宅二の十三の三	西村弘光	西弘丸
山本郡八竜町浜田字砂崎百十八の五十五	近藤文雄	第一貴竜丸
山本郡八竜町富岡新田字富岡二十四の一	泉正夫	正栄丸
山本郡八竜町鵜川字西家の下	成田博	さつき丸
山本郡八竜町大口	金子定一郎	定宝丸
山本郡峰浜村沼田字ホンコ谷地百二十四の一	鈴木末治	第二海光丸
山本郡峰浜村田中字川向三	若狭武男	若丸、第五若丸、第六若丸
山本郡峰浜村水沢字三ツ森カツチキ台五の五	米山晴気	わかしお丸

仙北郡協和町小種字鏡台三	加藤忠	令丸
本荘市裏尾崎町六十	保科正喜	日本海№2
本荘市大浦字蛇持五十	細谷兼義	信栄丸
本荘市出戸町字八幡下四十の七	高橋嘉男	八幡丸
本荘市出戸町字八幡下百二十の一	斎藤昭一	昭和丸
本荘市出戸町字水林四の五	加川勘治郎	第二加川丸
本荘市出戸町字二番堰百九十三の八	片村正一郎	ドルフィン号
本荘市出戸町字二番堰二百九の一	佐藤清典	アスカ

四 取消しの理由
漁船法第十三条の規定に違反して検認を受けないため

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十五年十月十四日

就任理事の住所及び氏名
仙北郡田沢湖町神代字柏林九十八番地
秋田県知事 寺田典城
戸崎清龍

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、鹿角市十和田草木字中岱三八番地三大森明ほか十六人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十五年十月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（寺鉢川地区経営体育成基盤整備事業計画書の写し）
二 縦覧期間 平成十五年十月十四日から同年十一月四日まで
三 縦覧場所 鹿角市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十五年十月十四日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（針ヶ岡地区担い手育成基盤整備事業）換地計画書の写し
二 縦覧期間 平成十五年十月十五日から平成十五年十一月十二日まで
三 縦覧場所 矢島町役場

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第三号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に來遊するはたはた資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。
平成十五年十月十四日

（採捕の制限）
秋田海区漁業調整委員会会長 谷村政明

次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、はたはたを採捕してはならない。
ただし、第二種共同漁業を内容とする漁業権に基づいて採捕する場合又は竿釣・手釣（から釣を除く。）、やす、は貝若しくは歩行徒手により採捕する場合は、この限りではない。

- 一 禁止区域
秋田県海面共同漁業権漁場区域内
二 禁止期間
平成十五年十二月一日から平成十六年一月三十一日まで

発行者

秋田県

購読料金

一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一號

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九號
株式会社松原印刷社
電話(062)八七六六
FAX(063)〇〇五
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九號
松原繁雄